

新 (R4. 11. 28)	旧 (R4. 10. 17)	考え方
<p>1 目的 道路の除排雪をはじめとする雪対策は、<u>快適な市民生活や、円滑な経済活動を営む上で非常に重要であることから、雪対策</u>の推進に当たり基本的な事項を定めるとともに、市、市民、事業者各々の役割を明らかにし、雪<u>処理</u>のルールやマナーへの市民意識を高め、雪<u>対策</u>に協働して<u>取り組む</u>ことにより、誰もが安心<u>して暮らすことができる</u>冬期の生活環境の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>2 定義 (1) 市民 市内に居住<u>もする者</u>、若しくは滞在し、又は市内に通勤し、若しくは又は通学する者をいう。 (2) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。 (3) 除排雪事業者 事業者のうち道路の除排雪を行う者をいう。 (4) 地域活動団体 旭川市まちづくり基本条例（平成 26 年旭川市条例第 3 号）第 14 条に規定する地域活動団体をいう。 (5) 地域除雪活動 地域活動団体<u>等</u>が行う、生活道路などの<u>雪処理</u>やパトロール、地域の雪押し場の確保<u>などの取組</u>をいう。</p> <p>3 市の役割 (1) 雪対策に関する基本理念、基本方針、重点目標を定めた基本的な計画を策定し、総合的・計画的な施策を実施する。 (2) 基本<u>的な</u>計画に基づく施策の実施に当たっては、市民や事業者によるその周知を図り、協力が得られるよう努める。 (3) 地域活動団体による共助等、市民協働による地域除雪活動への適切な支援に努める。 (4) 雪処理に関するのルールの浸透やマナーの向上を図るため、情報発信その他啓発活動<u>を推進する</u>。</p>	<p>1 目的 道路の除排雪をはじめとする雪対策の推進に当たり基本的な事項を定めるとともに、市、市民、事業者各々の役割を明らかにし、雪に関するルールやマナーへの市民意識を高め、雪に関する課題に協働して対応することにより、誰もが安心な冬期の生活環境の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>2 定義 (1) 市民 市内に居住し、<u>若しくは滞在し</u>、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。 (2) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。 (3) 除排雪事業者 事業者のうち道路の除排雪を行う者をいう。 (4) 地域活動団体 旭川市まちづくり基本条例（平成 26 年旭川市条例第 3 号）第 14 条に規定する地域活動団体をいう。 (5) 地域除雪活動 地域活動団体等が行う、生活道路などの除排雪やパトロール、地域の雪押し場の確保を行う取組などをいう。</p> <p>3 市の役割 (1) 雪対策に関する基本理念、基本方針、重点目標を定めた基本的な計画を策定し、総合的・計画的な施策を実施する。 (2) 基本計画に基づく施策の実施に当たっては、市民や事業者によるその周知を図り、協力が得られるよう努める。 (3) 地域活動団体による共助等、市民協働による地域除雪活動への適切な支援に努める。 (4) 雪処理についてのルールの浸透やマナーの向上を図るため、情報発信その他啓発活動に努める。</p>	<p>○背景 ・前文は制定の趣旨、目的、基本原則を強調する場合に置かれることが多いことから、目的の項目において整理。</p> <p>○前回審議会の意見を踏まえ整理 雪対策…雪による様々な事象に対応するための手段等の総称 除排雪…道路管理者（国、道、市）が行う道路の除排雪業務 雪処理…市民や事業者が行う作業や管理等</p> <p>○若しくは滞在し、 ・市民の役割を定義した本市の他の条例に記載あり。 ・観光客などの滞在者による雪処理において、除排雪作業の支障となることは想定しにくいことから、役割をあえて規定する必要性に乏しいものと整理し削除。</p> <p>○地域活動団体の定義 ・まちづくり基本条例では、「主体的に町内会などの地域のまちづくりを行う団体」を「地域活動団体」と規定しており、同条例の解説では、自治組織（町内会、市民委員会）、民児協、地域まちづくり推進協議会（まち協）などが例示されている。 ・まち協は地域で活動する様々な団体をつなぐネットワークとして、町内会・市民委員会のほか、地区社協や民児協、消防団、学校・PTA、公民館活動団体、NPOその他の団体、地域包括支援センター、老人クラブ、商工会・農業団体など様々な団体が構成員として活動。</p> <p>○地域除雪活動 ・上記から地域除雪活動を行う団体は地域活動団体と解されることから「等」を削除 ・生活道路などの雪処理 道路除排雪と混同回避のため修正 ・具体的な例示は雪対策基本計画で記載するため、<u>全体的な表現は変更せず</u></p> <p>○3（1）と文言を統一</p> <p>○地域除雪活動の定義と重複するため削除</p> <p>○市民や事業者のと関わりがない市の役割につき修正</p>

<p>4 市民の役割</p> <p>(1) 自らが所有し、又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において処理するという基本原則のもと、雪処理のルールやマナーを守るよう努める。</p> <p>(2) 地域の雪処理の課題に対し、地域活動団体等を通じ、互いに協力し助け合い、地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(3) 市、国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。</p> <p>5 事業者の役割</p> <p>(1) 自らが所有し、又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において適正に処理するという基本原則のもと、雪処理のルールやマナーを守るよう努める。</p> <p>(2) 地域の雪処理の課題に対し、互いに協力し助け合い、地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(3) 市、国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。</p> <p>(4) 除排雪事業者は、市、国及び北海道が定める基準に適合した除排雪を行うとともに、除排雪技術の向上に努める。</p> <p>(5) 除排雪事業者は、道路交通法等関係法令に則り、安全で適正な除排雪に努める。</p> <p>6 遵守事項</p> <p>(1) 市民及び事業者は、みだりに自らが所有し、又は使用する敷地内の雪を道路に出してはならない。</p> <p>また、河川や水路等（以下「河川等」という。）への投雪により、流水に支障を及ぼしてはならない。</p> <p>(2) 市民及び事業者は、冬期において自動車等を道路上に駐車させるときは、違法駐車等に該当しない場合であっても、当該駐車が除雪作業の支障とならないよう努めなければならない。</p> <p>(3) 市民及び事業者は、敷地内における雪の堆積場所の確保や融雪施設の設置などの対策により、敷地内の除雪や建築物からの落雪等で近隣住民に迷惑をかけ、又は道路交通、歩行者の通行若しくは河川等の流水に支障等を及ぼさないよう努めるものとする。</p> <p>7 指導及び勧告</p> <p>(1) 「6 遵守事項」(1)の規定が守られないことにより、道路交通又は河川等への流水に支障があると認めるときは、その原因となる行為を行った者又はその雪処理に責任がある者に対し、遵守事項を守るよう、又は必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p> <p>(2) 上記の指導を受けた者が正当な理由なく指導に応じないと認めるときは、指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>8 関係機関との連携</p> <p>市は、この条例の目的を達するため必要と認めるときは、国及び北海道など関係機関と連携し、又は協力を求めるものとする。</p> <p>9 財政上の措置</p> <p>市は、雪対策の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>4 市民の役割</p> <p>(1) 自らが所有又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において処理するという基本原則のもと、雪処理のルールやマナーを守るよう努める。</p> <p>(2) 地域の雪の課題に対し、地域活動団体等を通じ、互いに協力し助け合い、地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(3) 市、又は国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。</p> <p>5 事業者の役割</p> <p>(1) 自らが所有又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において適正に処理するという基本原則のもと、雪処理についてのルールやマナーを守るよう努める。</p> <p>(2) 地域の雪の課題に対し、互いに協力し助け合い、地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(3) 市、又は国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。</p> <p>(4) 除排雪事業者は、市、又は国及び北海道が定める基準に適合した除排雪を行うとともに、除排雪技術の向上に努める。</p> <p>(5) 除排雪事業者は、道路交通法等関係法令に則り、安全で適正な除排雪に努める。</p> <p>6 遵守事項</p> <p>(1) 市民及び事業者は、みだりに自らの使用する敷地内の雪を道路に出してはならない。</p> <p>また、河川や水路等（以下「河川等」という。）への投雪により、流水に支障を及ぼしてはならない。</p> <p>(2) 市民及び事業者は、冬期において自動車等を道路上に駐車させるときは、違法駐車等に該当しない場合であっても、当該駐車が除雪作業の支障とならないよう努めなければならない。</p> <p>(3) 市民及び事業者は、敷地内における雪の堆積場所の確保や融雪施設の設置などにより、敷地内の除雪や建築物からの落雪等による近隣や道路交通、歩行者並びに、河川等の流水への支障等を及ぼさないよう努めるものとする。</p> <p>7 指導及び勧告</p> <p>(1) 「6 遵守事項」(1)の規定が守られないことにより、道路交通若しくは河川等への流水に支障があると認めるときは、その原因となる行為を行った者又は責任がある者に対し、遵守事項を守るよう、又は必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p> <p>(2) 上記の指導を受けた者が正当な理由なく指導に応じないと認めるときは、その原因となる行為を行った者又は責任がある者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>8 関係機関との連携</p> <p>市は、この条例の目的を達するため必要と認めるときは、国及び北海道など関係機関と連携し、又は協力を求めるものとする。</p> <p>9 財政上の措置</p> <p>市は、雪対策の推進に関する施策を推進するため、必要場財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○地域活動団体の定義に沿って修正</p>
--	--	-------------------------